

不動産・原動機付自転車などをお持ちの方

手続き	転出 (白石区→市外)	転入 (市外→白石区)	市内・区内で転居した時	窓口
固定資産税	固定資産をお持ちの方は、資産のある市区町村で住所変更の手続きをしてください。なお、電話などで手続きができる場合もありますので、資産のある市区町村にお問い合わせください。			3階52番 (区) 課税課
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車	廃車の手続きをしてください。 ◎標識 (ナンバープレート)・ 標識交付証明書・届出人の本人 確認ができるもの・本人の 印鑑	新たに登録の手続きをしてく ださい。 ◎廃車証明書 (前住所地の市区 町村で発行したもの)・届出人 の本人確認ができるもの・本 人の印鑑	住所変更などの手続きをして ください。 詳細は、転居先の区にお問い 合わせください。 ◎標識交付証明書・届出人の本 人確認ができるもの・本人の 印鑑	

その他の手続き

■犬を飼っている方



犬を飼っている方は、前住所地で交付された鑑札をお持ちの上、新住所
地の市区町村にある保健所で登録変更の手続きをしてください。

※白石区の場合は、白石保健センター健康・子ども課生活衛生係が窓口です。

■水道について



水道局電話受付センター (☎211-7770 / FAX 211-7777) にご連絡ください。
受付時間：午前 8 時45分～午後 7 時15分 (年中無休)。

※水道局ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/suido/>) でも受け付
けています。

■郵便物の転送について



本人確認できるもの (運転免許証、各種健康保険証など) をご持参の上、郵
便局 (できるだけ前住所地最寄りの郵便局) の窓口で手続きをしてください。

※ご不明な点については、札幌白石郵便局郵便課 (☎863-2913) にお問い
合わせください。

引っ越しに役立つ豆知識～引っ越しの際に出るごみについて

引っ越しなどで出た一時的な多量ごみについては、札幌市環境事業公社 (☎219-5353) に依頼し
て処理してもらうことができます。また、自分で処理施設へ持ち込んで処理することも可能です (い
ずれも有料)。

なお、処理施設へのごみの搬入方法などについては、環境局環境事業部施設管理課 (☎211-2922)
にお問い合わせください。

広 告 欄